

8. 一元化後の離婚分割

◎離婚分割の方法

一元化前は、夫に共済年金と厚生年金の両方に加入期間がある場合は、離婚した妻は共済組合と年金事務所に別々に離婚分割の請求手続きをしなければなりません。請求を受けた共済組合と年金事務所は、それぞれが請求された按分割合に基づいて年金の分割処理を行っていました。

また、離婚した妻は両方の年金のうち1種類の年金のみを分割し、片方の年金は分割しない、あるいは按分割合をそれぞれ変えるという選択肢もありました。

しかし、一元化後は、共済年金と厚生年金の2種類の加入期間があっても、どちらか一か所の加入機関に請求書を提出することで、すべての加入機関に請求したことになります。そして請求された加入機関は、夫婦双方の全ての加入期間を通算して、年金の分割改定処理を行います。ですので、年金が複数ある場合、例えば厚生年金は分割し、共済年金は分割しない、または按分割合を変えるとこの選択肢がなくなりました。

◎情報通知書の有効期限

按分割合を決めるにあたって、分割できる範囲や対象となる期間に関する情報など、必要な情報が書かれた書類を請求する必要があります。この書類を「年金分割のための情報通知書」といいます。

離婚前であれば、情報通知書は請求した人にしか送付されませんが、離婚後であれば公平を期するために請求した人と相手方の双方に通知されます。

一元化前は、情報通知書も厚生年金、共済年金がそれぞれ別々に発行していましたので、この情報通知書に基づいて決定された按分割合の有効期限は原則として平成27年9月30日までとなります。

一元化後は、すべて厚生年金の手続きにより分割処理が行われるため、当事者双方の全ての年金加入期間を通算した標準報酬総額に基づいて、分割処理を行うことになります。そのため、一元化後に離婚分割を行うためには、あらためて10月1日以降に発行された情報通知書に基づいて按分割合を決めなくてはなりません。

◎分割の対象となる年金

離婚分割の対象となる年金は、婚姻期間中の2階、3階部分だけです。結婚前や離婚後の年金加入期間があっても、その部分は分割対象になりません。なお、新3階年金は分割の対象となりません。

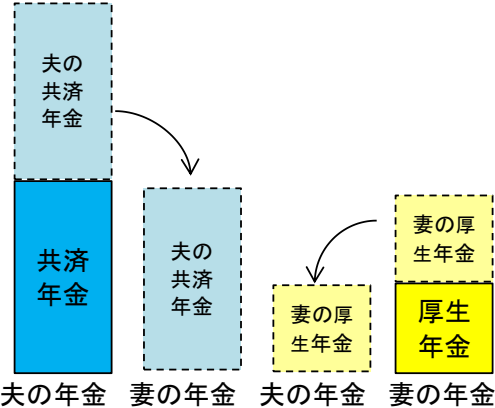
按分の割合は、2分の1を超えない割合で当事者の合意によって決められますが、一方が組合員又は組合員であった者の被扶養配偶者（国民年金法のいわゆる「第3号被保険者」）の、平成20年4月以降の婚姻期間は、分割の割合を50%として計算します。

なお、年金分割の請求ができるのは、離婚してから2年以内です。すでに年金を受給されている方からも年金分割を受けることができますが、自分自身が年金を受給できる年齢になるまでは分割された年金を受け取ることはできません。

分割した元配偶者が死亡しても、あるいは自分自身が再婚しても分割を受けた年金には影響がありません。

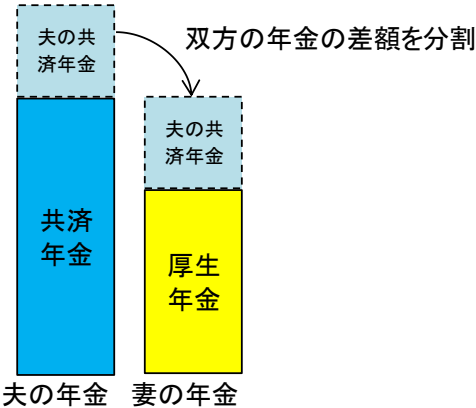
○離婚分割のイメージ

(一元化前)



※厚生年金と共済年金を別々に手続きし、別々に分割
双方の年金が分割される

(一元化後)



※厚生年金と共済年金を一か所で手続きし、
合わせて分割